

監査結果公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成13年11月14日

四日市市監査委員	伊藤靖彦
同	金森廣二
同	石川勝彦
同	水野幹郎

第1 監査の請求

平成13年9月16日

四日市市監査委員 様

請求人

住 所 四日市市在住

氏 名 加藤 卓

住民監査請求書

請求の要旨

1. 四日市市役所総務部市史編さん室は、平成13年度発行した四日市市史第19巻（通史編現代）の印刷業務請負契約について、相当の确实さで在庫が大量に発生する事が予見できたにもかかわらず、不当に2,500冊も印刷を発注して、市に対して約750万円（1,000冊程度の在庫）の損害を生じさせた。2,500冊も印刷することがなぜ不当な契約の締結になるのかを疎明する資料として別紙事実証明書を2枚添付した。四日市市監査委員は、件の印刷業務請負契約に関する公文書を決裁した者に対して、損害の補填をする等必要な措置を講ずるように勧告する事を請求する。
2. 四日市市役所総務部市史編さん室は、平成13年度に発行が予定されている四日市市史第20巻（通史編現代）について、相当の确实さで在庫が大量に発生することが予見できるにもかかわらず、2,500冊も印刷する予定である。このような所為は、相当な确实さで予見できる明らかな印刷業務請負契約の不当な締結である。四日市市監査委員は、印刷業務請負契約に関する公文書を決裁する立場にある者に対し、費用対効果を勘案し初版は1,000冊発行し、必要であれば増刷する等の必要な措置を講ずるように勧告する事を請求する。（措置請求書原文のまま）

第2 請求の受理

本請求は所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 監査の実施

本件請求について、法第242条第3項の規定により次のとおり監査を実施した。

（1）請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成13年10月19日、法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及

び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局の事情聴取

平成13年10月25日に総務部長、市史編さん室長他2名から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

加藤 卓 様

四日市市監査委員 伊 藤 靖 彦
同 金 森 廣 二
同 石 川 勝 彦
同 水 野 幹 郎

住民監査請求にかかる監査結果について（通知）

平成13年9月16日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第3項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 四日市市在住
氏 名 加藤 卓

2 請求書の提出

請求書の提出日は平成13年9月16日である。

3 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書による請求の要旨は次のとおりである。

（措置請求書原文のまま）

ア．四日市市役所総務部市史編さん室は、平成13年度発行した四日市市史第19巻（通史編現代）の印刷業務請負契約について、相当の确实さで在庫が大量に発生する事が予見できたにもかかわらず、不当に2,500冊も印刷を発注して、市に対して約750万円（1,000冊程度の在庫）の損害を生じさせた。2,500冊も印刷することがなぜ不当な契約の締結になるのかを疎明する資料として別紙事実証明書を2枚添付した。四日市市監査委員は、件の印刷業務請負契約に関する公文書を決裁した者に対して、損害の補填をする等必要な措置を講ずるように勧告する事を請求する。

イ．四日市市役所総務部市史編さん室は、平成13年度に発行が予定されている四日市市史第20巻（通史編現代）について、相当の确实さで在庫が大量に発生することが予見できるにもかかわらず、2,500冊も印刷する予定である。このような所為は、相当な确实さで予見できる明らかな印刷業務請負契約の不当な締結である。四日市市監査委員は、印刷業務請負契約に関する公文書を決裁する立場にある者に対し、費用対効果を勘案し初版は1,000冊発行し、必要であれば増刷する等の必要な措置を講ずるように勧告する事を請求する。

ウ．事実証明書として（1）四日市市史の印刷製本費及び冊数（2）四日市市史書籍払出一覧の各写しが提出された。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成13年9月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第3項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

即ち、(1)平成13年度発行した四日市市史第19巻(通史編現代)が相当の确实さで在庫が大量に発生することが予見できたにもかかわらず、不当に2,500冊も印刷を発注して、市に対して750万円(1千冊程度の在庫)の損害を生じさせたとする。(2)また、平成13年度に発刊が予定されている四日市市史第20巻(通史編現代)についても、相当の确实さで在庫が大量に発生することが予見できるにもかかわらず、2,500冊印刷する予定である。費用対効果を勘案し初版は1,000冊発行し、必要であれば増刷する等の必要な措置を講ずるとする請求に対して、(1)第19巻2,500冊の印刷が不当な印刷で損害をもたらした事実があるか。(2)また第20巻の在庫が予見されることから初版の印刷部数を減じ、必要あれば増刷することとする費用対効果についてを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

(1)請求人に対し、平成13年10月19日に法第242条第5項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな事実証明書として(ア)在庫市史の有効活用・販売の促進など(イ)市史販売・頒布の今後の予定(ウ)市史の販売戦略(エ)平成13年10月4日付け朝日新聞三重版の各写しが提出され、請求内容の補足説明が陳述書によりなされた。

請求人の陳述要旨は次のとおりであった。

財産の運用管理について地方財政法第8条には、地方公共団体の財産についてその目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない旨の規定がある。四日市市が貴重な財産である膨大な市史の在庫を現行の計画で処理できるとは到底考えられず、現在の四日市市史の運用管理は上記の法律に照らし合わせても著しく不当であるとする。

それでは、四日市市史の最も効果的な運営方法が具体的にどのようなものであるかという事を示した上で、その案が実行されない状況にある以上、発行部数を減らすという方法を選択するのが望ましいということを主張する。

四日市市史の最も効果的な運営方法が具体的にどのようなものか。現在の四日市市史の大量な在庫の山を処理するにあたっては、昨今の不況とデフレを勘案して事にあたらなければならない。販売の強化については、効果的な運営をするのであれば、DMの発送や訪問販売を外部に委託することで、市として多少ではあるが自らが雇用を喚起しているという姿勢が示せるというメリットがあるが、現在そのような有効な手段を講じていないし、外部に公表していない。

また、漫然と市史の販売を継続する事は費用対効果を勘案すれば不経済であり、明確に販売期間を示すべきである。販売計画は平成14年から17年まで300冊でこういうように何年も販売を続けていくことは不経済であり、新聞報道にも2万2千冊の市史が山となっており、1億5千万円もある。率直に一市民として思うが、そして何より民間企業であれば、即倒産するような杜撰な市史の発行を容認しつづけた危機意識の乏しい市職員の姿勢は看過できない。納税者であ

る市民に対して、この問題についてきちんとした説明を市は怠っており、市は政策判断ミスを認め、市の管理職級以上の職員に対して半強制的にでも購入させるくらいの誠意を市民に示してしかるべきである。昨今の不況の中、2万2千冊をどう頑張っても、売れることは誰がみてもできないことは明らかであり、処理しきれなかった保存用以外の在庫のあり方については、地方財政法第8条により有効活用すべきである。

その有効活用は何かというと、他の都道府県や市町村史との交換を促進し、要するに2万2千冊そっくり他の全国の市町村史と交換すれば、それはそれで資産的価値の効果が同じものとなる。

また、いろんなところから集めた資料を市民が利用できるようなスペースに置くべきで、例えば近鉄四日市駅で全国の地方紙が一堂に集められているところなど市民が利用しやすいような場所への設置など市史の在庫の問題については市民の負担を還元していく必要があるが、その対策が不明瞭である。市史編さん室が作成した在庫市史の有効活用や販売促進などの資料で全国の市史との交換について述べているが、尼崎市では他市の市史が1万5千冊あって、周辺の市町村にも利用されているとあるが、こういうものをつくれれば、集客力のある四日市市史としても今は赤字でも遠い意味では有効となる。しかしこの資料では述べていない。どれだけ集める気力があるのか、どこへ設置するのかという対策が示されないなら、発行部数を減らし最終巻だけでも赤字を減らすのが賢明であると考え。新聞にもあるが、巻ごとに発行部数のバラツキがあるのは好ましくないのが減らさなかったとあるが、売れないものを発行し続けてどういう意味があるのか分からない。

最終巻だけを減らして赤字がそんなに減るとは考えられないが、公共事業の大きなダムでも中止する。今まで3千冊とか2,500冊を発行し続けたから、売れないのに根拠もなく前例を踏襲してきている。前例を踏襲する姿勢を残すといろんなことが起こってくると考える。

市史という事業自体からして、赤字であっても個人的には何ら問題はないと考えている。四日市市史を発行することによって全国に知られ、目に見えないもので財産的に戻ってくる。四日市市の知名度が上がり、各市町村や大学とのパイプがつながるなどいろんなこともあり、今、有効な資産を在庫として埋もれさせておくことは理解できない。先に述べた対策が市として明確に示されない以上、発行部数を減らし赤字を最小限にすることが賢明であると考え。

(2) 監査対象部局の事情聴取

平成13年10月25日に総務部長、市史編さん室長他2名から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

本件にかかる事実関係は次のとおりである。

(1) 四日市市史第19巻(通史編現代)の2,500冊の発注の事実について

平成13年6月6日支出負担行為書(執行)が起案され、その内容は、四日市市史第19巻(通史編現代)を2,500冊印刷する購入要求書で平成13年6月8日に総務部長が決裁した。

これにより、平成13年6月15日支出負担行為書(契約)が起案され、その内容は四日市市史第19巻(通史編現代)を2,500冊印刷するもので、平成13年6月15日に決裁され、平成13年6月15日に印刷業務請負契約を締結し、平成13年8月22日に納入され、市史編さん室物品出納員、検査員の市史編さん室長が検収しており、2,500冊の印刷の事実を確認した。

(2) 四日市市史の書籍の在庫や価格の事実について

ア 現物の在庫を確認

現物が保管してある四日市市文化財整理作業所ほか3カ所へ赴き、市史編さん室職員立ち会いのもと在庫数(1,306冊)を確認した。

確認日 平成13年10月24日

イ 価格の確認

第19巻の1冊の販売価格は、四日市市史の印刷製本費及び冊数の資料から1冊あたりの単価7,400円としたことを確認した。

(3) 第20巻(通史編現代)を2,500冊印刷する予定の事実について

平成13年3月四日市市議会定例会の議案の歳出予算見積書の説明及び算出の基礎の欄中に記載されており、第20巻(通史編現代)を2,500冊印刷する予定の事実を確認した。

2 監査委員の判断

本件措置請求はこれを棄却する。

理由

四日市市において市史編さん事業が開始されたのは昭和60年度のことであり、それより資料の収集や調査研究が進められ、昭和62年度には史料編の第2巻として「考古1」が発刊され、翌63年度には資料編の第4巻として「文化財」の刊行をみた。そして年号が改まった平成元年度の最初のものとして、史料編の第1巻「自然」が発行され、その後引き続き発行されてきた第20巻までの四日市市史は広範かつ貴重な歴史、文化、産業などの情報や資料が網羅された貴重な史料となっていて、現在いよいよ第20巻の発刊で全巻刊行の完了を迎えることとなっている。

四日市市がその市史編さん事業を事業化した目的は、この地域に生活を営み、このまちを創り出した数多くの先人が追い続けた夢は果して何であったのか。この素朴な問いに正確に答えるべく、可能な限り力を尽くしてこのまちの歴史をさかのぼり、これを記録にとどめようとしたものである。

それはこの回答こそが市民がより良い将来を築くために必要な礎石であり、現在に生きて将来の発展を希求するものにとって誠に意義深いものであり、かつ子孫に対して負う責務でもある。また歴史研究にたずさわる全国の研究者、学徒、またその他の人々にとって、大いに寄与するものであり、また広く全国に所蔵されることにより、災害からの貴重な文化遺産である史料の保存という目的にも叶うものである。

(1) 第19巻(通史編現代)の在庫の存在が市に750万円の損害を生じさせているかどうかについて

第19巻(通史編現代)は平成13年8月に刊行されたものであり、未だ発刊されて3カ月を経過していない。今後、行政裁量により成果品の配布施策も市史編さん事業の目的に照らし広く解し、より十分な検討が加えられることも予想されることから750万円の損害が生じたか否かを相当の確実さを以て予測をすることができないばかりでなく、回復困難な損害を生ずるおそれがあるかどうかも予見できない。

四日市市が第19巻を2500冊発刊したことにより、在庫があるからと言って、即、損害が発生したとは言えず、未だ損害が発生する蓋然性もない。また現時点では在庫として、正確に保管されており、管理や保存に怠る事実もない。

加えるに、現段階では、後続行為即ち発刊成果品の処分等の行為に不当性、違法性の有無を判

断することも不可能である。

地方自治法第242条の第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の職員等による違法又は不当な行為等により、地方公共団体が損害をこうむることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員等の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものであるので、その対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与えるものに限られている。

また、違法、不当な行為又は怠る事由があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(平成5年8月5日福岡地裁判決、平成6年9月8日最高裁第一小法廷判決同旨)

したがって、在庫の存在イコール損害とする請求人の主張は理由がないものと判断した。

(2) 第20巻の初版の印刷部数を減じ必要あれば増刷することに対しその費用対効果について

成果品の本の量と印刷製本費の関係は、成果品(本)を最初1,000冊で印刷した場合の印刷製本費は、1,400万円で、1冊の単価は1万4千円となり、当初2,500冊印刷した場合の7,400円の倍額となる。また、その後、500冊ずつ増刷すると300万円ずつ増額となり、増刷1,500冊の時点で、当初2,500冊印刷の1,850万円を450万円上回ることになる。

したがって、印刷冊数を当初1,000冊で印刷すると販売単価が割高になり、広く市民にできるだけ安価に頒布し広く講読していただく趣旨にそぐわない面が生じる。

また、増刷する場合を想定し、初版を印刷するという方法は、多種多様な本を大量に発行している営利を目的とした出版会社では採っているが、第20巻の印刷契約に当たっては、1冊当たりの価格面や全巻とのバランスについても考慮する必要がある。

今後の配布については、販売目的だけではなく広く有効活用を図るという事務事業全体の経済性を追求する視点に立てば、一括しての印刷発注の方がより効果があるものと思料する。

したがって、相当の确实さで在庫が大量に発生することが予見できる印刷請負契約は不当な契約であり、費用対効果も勘案し、初版は2,500冊の予定を減冊して1,000冊の発刊とし後に必要に応じ増刷するという請求人の主張は理由がないものと判断した。

以上(1)(2)の理由により請求人の措置請求はこれを棄却する。

第4 付言

監査対象事項についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、四日市市史は、地域共有の財産であり、その成果は広く市民に還元しなければならない。平成2年に刊行された第1巻の監修のことばで、学習院大学名誉教授の児玉幸多氏は、「自然に関する調査研究は綿密に行われたので、新しい知見も多く、市域内の諸現象が網羅されるとともに、それが日本全国のなかでどのような意味を持つのかも明らかにされた。市民の方のみならず、全国の多数の方に活用していただくことを期待する。」と述べ、第2巻においても「明治以来発展を続けてきた日本の挫折の背景が、この史料集に広く含まれており、また、四日市市の成長の姿も同時に読み取ることができると思う。多くの方に利用していただくことを願う次第である。」と述べていることから、初版の第1巻、第2巻刊行当時から全国へ向けての発信も意図されていた。第20巻で全巻の刊行となることから、これを契機に、地域の人々はもとより全国の人々に四日市市史が講読されるよう、例えば全国の市町村史発行の自治体との交換の促進により、全国有数の市史保有市となる等、

また全国の大学等への配布など、市民のコンセンサスを保ちながら早期に実施し、在庫の有効活用を図るべきである。

また、先の判断でも一部述べたが、市史は貴重な歴史的財産ともいえ、地域の史料や伝統を後世にも伝えていく役割もあることから、四日市市の知見、情報を市民に還元するとともに共有できるよう、市民が利用しやすい地域の公共的な施設への配布など新たな配布先についてさらに工夫することを要望する。

また公共的配布以外の販売では、全20巻が刊行されることから、民間の経営感覚、即ち、タイムコスト意識をもって、今日までの手法以外の新たな視点からの戦略目標を立て、初期の目標達成のため、不断の努力をし、市民の信頼を得るために最大限の努力をされるよう付言として述べるものである。